

射水市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギーの利用を促進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的として、環境への負荷の少ない太陽光エネルギーを利用した太陽光発電システムの導入を促進するため、射水市補助金等交付規則（平成17年射水市規則第28号）第17条の規定に基づき、射水市住宅用太陽光発電システム設置補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電システム 太陽電池を利用することにより太陽光を受けて発電し、住宅(店舗等との併用住宅を含む。)の電力の一部を賄うシステムをいう。
- (2) 蓄電池付太陽光発電システム 太陽光発電システムのうち、蓄電池を備えたものをいう。
- (3) P P A 電気を使用者に売る電力事業者（以下「P P A事業者」という。）と電力の使用者（以下「需要家」という。）との間で結ぶ「電力販売契約」をいう。
- (4) P P Aに基づく太陽光発電システム 需要家がP P A事業者に出地、屋根スペース等を提供し、P P A事業者は太陽光発電設備の無償設置、運用及びメンテナンスを行う太陽光発電システムをいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、市内の住宅に補助金の交付の対象となる太陽光発電システム

(以下「補助対象システム」という。)を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象システム)

第4条 補助対象システムは、太陽光発電システムであって、別表1に掲げる補助対象システムの区分に応じ、それぞれ同表に定める補助条件を全て満たすものとする。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助金の対象となる経費は、補助対象システムの設置に要する経費とし、補助金の額は、別表1に掲げる補助対象システムの区分に応じ、それぞれ同表に定める補助金額とする。

2 補助金の交付は、1の住宅につき別表1に掲げる補助対象システムの区分ごとにそれぞれ1回に限るものとする。

(補助対象者)

第6条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有し、市の区域内において、自らが居住又は所有する住宅に補助対象システムを設置した個人(以下「設置者」という。)であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 設置者又は設置者と同一の世帯に属する者が、電力会社と太陽光発電からの電力受給に関する契約(以下「系統連系に係る契約」という。)を締結していること。

イ 設置者又は同一の世帯に属する者がPPA事業者とPPAを締結していること。

(2) 徴収金(射水市市税条例(平成17年射水市条例第78号)第2条第2号に規定する徴収金をいう。)の滞納がない者であること。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、射水市住宅用太陽光発電システム補助金交付申請書（様式第1号）に別表2に掲げる補助対象システムの区分に応じ、それぞれ同表に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前条第1号アに該当する者が、補助金の交付を受けようとする場合は、系統連系に係る契約の締結の日から1年以内に申請しなければならない。

（交付の決定）

第8条 市長は、第7条第1項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付を決定しなければならない。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、射水市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付決定通知書（様式第2号）により速やかに申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第9条 前条第2項の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、射水市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付請求書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 射水市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付決定通知書の写し
- (2) 口座番号及び口座名義人の確認できる書類（通帳表紙の裏面など）の写し

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該交付決定者が指定する口座へ振り込む方法により、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 交付決定後、5年以内に補助対象システムの売却、譲渡又は貸付をしたとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期間を定めて、その返還を求めるものとする。

(報告及び調査)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた設置者に対し、補助対象システムに関して報告させ、又は調査することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に契約を締結した蓄電池付太陽光発電システム及び同日以後に申込みをしたPPAに基づく太陽光発電システムの設置に要する経費に係る補助から適用する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。ただし、同日前に締結された電力販売契約及び連携系統に係る契約に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

別表 1（第 4 条、第 5 条関係）

補助対象システムの補助条件及び補助金額

補助対象システム	補助条件	補助金額
太陽光発電システム（蓄電池付太陽光発電システム及び P P A に基づく太陽光発電システムを除く。）	ア 未使用品であること。 イ 低圧系統と逆潮流有りで連系し、配線方法は余剰配線の太陽光発電システムであること。 ウ 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されていること。 エ 工事・施工に関しては、建築物、電気設備の関係法令に準拠していること。	太陽電池の最大出力 （対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力）の合計値 1 キロワット当たり 2 0, 0 0 0 円 上限額 5 0, 0 0 0 円
蓄電池付太陽光発電システム	ア 未使用品であること。 イ 低圧系統と逆潮流有りで連系し、配線方法は余剰配線の太陽光発電システムであること。 ウ 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されていること。 エ 工事・施工に関しては、建築物、電気設備の関係法令に準拠していること。 オ 蓄電容量が 1 キロワットアワー以上のリチウムイオン蓄電池を太陽光発電システムと同時に設置していること。 カ 蓄電池について電力会社の電力系統と連系していること。	太陽電池の最大出力 （対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力）の合計値 1 キロワット当たり 2 0, 0 0 0 円 上限額 1 0 0, 0 0 0 円

P P Aに基づく太陽光発電システム	ア 未使用品であること。 イ 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されていること。 ウ 工事・施工に関しては、建築物、電気設備の関係法令に準拠していること。	太陽電池の最大出力 （対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力）の合計値1キロワット当たり 2 0, 0 0 0 円 上限額 5 0, 0 0 0 円
---------------------------	--	---

別表 2（第 7 条関係）

申請書の添付書類

補助対象 システム	添付書類
太陽光発電システム（蓄電池付太陽光発電システム及び P P A に基づく太陽光発電システムを除く。）	ア 事業実績書（別記様式） イ 太陽光発電システム設置に係る契約書の写し ウ 太陽光発電システム設置に係る領収書の写し エ 太陽光発電システムの設置場所に居住していることを証明する書類（住民票の写し、マイナンバーカード又は運転免許証等の写し） オ 位置図（付近見取り図） カ 建物全体と太陽電池モジュールを写した設置写真 キ 製造番号出力力対比表 ク 系統連系に係る契約を証明する書類の写し ケ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
蓄電池付太陽光発電システム	ア 事業実績書（別記様式） イ 蓄電池付太陽光発電システム設置に係る契約書の写し ウ 蓄電池付太陽光発電システム設置に係る領収書の写し エ 蓄電池付太陽光発電システムの設置場所に居住していることを証明する書類（住民票の写し、マイナンバーカード又は運転免許証等の写し） オ 位置図（付近見取り図） カ 建物全体と太陽電池モジュールを写した設置写真 キ 製造番号出力力対比表 ク 系統連系契約を証明する書類の写し ケ 蓄電池の設置写真

	コ 蓄電池の保証書の写し サ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
P P A に 基 づ く 太 陽 光 発 電 シ ス テ ム	ア 事業実績書（別記様式） イ P P A に 基 づ く 太 陽 光 発 電 シ ス テ ム に 係 る 申 込 書 の 写 し ウ サービス利用開始後における、サービス利用料を支払ったことがわかる写しまたは領収書 エ P P A に 基 づ く 太 陽 光 発 電 シ ス テ ム の 設 置 場 所 に 居 住 し て い る こ と を 証 明 する 書 類 （ 住 民 票 の 写 し や 運 転 免 許 証 等 の 写 し ） オ 位置図（付近見取り図） カ 建物全体と太陽電池モジュールを写した設置写真 キ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

年 月 日

射水市長 あて

申請者 住所
氏名

年度射水市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書

年度において射水市住宅用太陽光発電システム設置補助金の交付を受けたいので、射水市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 交付対象システム

設 置 し た シ ス テ ム の 区 分	☐ 太陽光発電システム（蓄電池付太陽光発電システム及び P P A に基づく太陽光発電システムを除く。） ☐ 蓄電池付太陽光発電システム ☐ P P A に基づく太陽光発電システム
-----------------------	---

※いずれかにチェックしてください（例 ☒）

2 交付申請額 金 円

3 補助対象システムの系統連系に係る契約締結日（蓄電池付太陽光発電システムの補助金交付を申請される方のみ）
年 月 日

4 税情報の確認に関する同意

☐市税の納付状況を市が確認することに同意します。

※上記にチェックしてください（例 ☒）

事業実績書

1 対象住宅の概要

申請者氏名	
補助対象システムの設置場所	射水市
設置した住宅の区分	新築 ・ 既築 ・ 建売

2 導入システムの概要

太陽光	太陽電池モジュールのメーカー名		
	太陽電池モジュールの型式及び出力と使用枚数	①	W × 枚
		②	W × 枚
		合計出力*	kW
	パワーコンディショナのメーカー名		
	パワーコンディショナの型式及び定格出力	①	kW × 台
		②	kW × 台
		合計出力	kW
蓄電池	蓄電池のメーカー名		
	蓄電池の型式及び蓄電容量		kWh

※小数点第2位以下は切り捨てる。

※P P Aに基づく太陽光発電システムを設置した際は蓄電池欄の記載不要

3 工事の概要

工事経費	① 太陽電池モジュール	円（税抜き）
	② 架台	円（税抜き）
	③ パワーコンディショナ	円（税抜き）
	④ 蓄電池	円（税抜き）
	⑤ その他付属機器	円（税抜き）
	⑥ 設置工事に係る費用	円（税抜き）
	工事経費の合計	円（税抜き）
施工業者	名称	
	所在地	
	電話番号	
手続き代行業者	名称	
	所在地	
	電話番号	

様式第 2 号（第 8 条関係）

射水市指令環第 号

申請書 住所

氏名

射水市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった射水市住宅用太陽光発電システム設置補助金
については、射水市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱第 8 条の規定により、次の
とおり交付決定したので通知する。

年 月 日

射水市長

印

交付決定額 金 円

射水市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付請求書

年 月 日

射水市長 あて

申請者 住所
氏名

年 月 日付け射水市指令環第 号で交付決定のあった射水市住宅用太陽光発電システム設置補助金について、射水市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱第9条の規定により次のとおり請求します。

1 補助金請求額 金 円

2 振込先金融機関

金融機関名							
本支店名							
預金種目	普通 ・ 当座						
口座番号							
(フリガナ)							
口座名義人							

添付書類

- 1 補助金交付決定通知書の写し
- 2 口座番号及び口座名義人の確認できる書類（通帳表紙の裏面など）の写し